

【(診療／介護／障害福祉サービス等)報酬の改定率と診療報酬改定の基本方針等】

- ✓ 診療報酬改定(改定率)・・・診療報酬(本体) +0.88% 薬価等(合計) ▲1.00% → 全体 ▲0.12%
- ✓ 介護報酬改定(改定率)・・・ +1.59%(2021年度(前回)改定 +0.7%)
- ✓ 障害福祉サービス等報酬改定(改定率)・・・ +1.12%
- ✓ 「令和6年度診療報酬改定の基本方針の概要について」
→「改定に当たっての基本認識」・「改定の基本的視点と具体的方向性」

1. 診療報酬改定一改定率

▶ 診療報酬 **+0.88%** (国費 800 億円程度(令和6年度予算額、以下同様))

(内訳)

- | | |
|---|--------|
| ① 以下の②～④を除く改定分 | +0.46% |
| 各科改定率：医科 +0.52%、歯科 +0.57%、調剤 +0.16% | |
| ※ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、
歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分(+0.28%程度)を含む | |
| ② 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(上記①を除く)について、
令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための
特例的な対応 | +0.61% |
| ③ 入院時の食費基準額の引き上げ(1食当たり30円)の対応(うち、患者負担
については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に
応じて10～20円) | +0.06% |
| ④ 生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 | ▲0.25% |

【(注)令和6年6月施行】

全体
▲0.12%

▶ 薬価等(合計) **▲1.00%** (国費 ▲1,220 億円程度)

(内訳)

- | |
|--|
| ① 薬 価 ▲0.97% (国費 ▲1,200 億円程度) |
| ② 材料価格 ▲0.02% (国費 ▲ 20 億円程度) |
| ※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への
対応を含む |
| ※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に
係る特例的な対応を含む(対象:約2,000品目程度) |
| ※ イノベーションの更なる評価等を行うため、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う |

【(注)令和6年4月施行(ただし、材料価格は令和6年6月施行)】

▶ 診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

- 良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める
 - － 医療DXの推進による医療情報の有効活用等
 - － 調剤基本料等の適正化
- 医療現場で働く方にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。今回の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する

(出所)厚生労働省「診療報酬改定について」(2023/12/20)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点で施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

2. 介護報酬改定－改定率

▶ 介護報酬 **+1.59%** (国費負担が約432億円増加)

(内訳)

① 介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

② その他の改定率(※) +0.61%

※ 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果、光熱水費の基準費用額の増額など、介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定(見込)、合計で+2.04%相当の改定

(出所)厚生労働省「介護報酬改定について」(2023/12/20)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

3. 障害福祉サービス等報酬改定－改定率

▶ 障害福祉サービス等報酬 **+1.12%**

改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等もあり、合わせれば改定率+1.5%を上回る水準

(出所)厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定について」(2023/12/20)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

【大臣会見から(2023/12/20)】

- 今回の改定は、処遇改善分について2年分を措置することとし、3年目の対応については処遇改善の実施状況などを踏まえて、令和8年度の予算編成過程で検討する
- 長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして選定療養の仕組みを導入し、令和6年10月から施行する
- 介護保険の利用者負担2割となる「一定以上所得」の判断基準は、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて引き続き検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(これは令和9年度)、令和9年度までに結論を得る

(出所)厚生労働省「武見大臣会見概要」(2023/12/20)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

4. 令和6年度診療報酬改定の基本方針の概要

▶ 改定に当たっての基本認識

- 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応
- 全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応
- 医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現
- 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

4. 令和6年度診療報酬改定の基本方針の概要(承前)

▶ 改定の基本的視点と具体的方向性

(1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進《重点課題》

【具体的方向性の例】

- ・ 医療従事者の人材確保や質上げに向けた取組
- ・ 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- ・ 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
- ・ 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- ・ 多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- ・ 医療人材及び医療資源の偏在への対応

(2) ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

【具体的方向性の例】

- ・ 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- ・ 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
- ・ リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進
- ・ 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
- ・ 外来医療の機能分化・強化等
- ・ 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組
- ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- ・ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(3) 安心・安全で質の高い医療の推進

【具体的方向性の例】

- ・ 食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応

- ・ 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
- ・ アウトカムにも着目した評価の推進
- ・ 重点的な対応が求められる分野への適切な評価(小児医療、周産期医療、救急医療等)
- ・ 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
- ・ 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・ 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価
- ・ 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進
- ・ 医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・ 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等
- ・ 費用対効果評価制度の活用
- ・ 市場実勢価格を踏まえた適正な評価
- ・ 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進(再掲)
- ・ 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価(再掲)
- ・ 外来医療の機能分化・強化等(再掲)
- ・ 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進(再掲)
- ・ 医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- ・ 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進(再掲)

(出所)中協協『令和6年度診療報酬改定の基本方針』について』(2023/12/13)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフアリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。
Share the Future